

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「低潮線保全区域の巡視」を実施します。

関東地方整備局河川部では、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下、「低潮線保全法」という。)に基づき、低潮線及びその周辺の人為的な損壊や自然浸食等の有無等の確認するため、下記の予定で職員自らによる「低潮線保全区域」の巡視を実施しますので、お知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000033.html

2. 平成24年度関東地方整備局における建設コンサルタント業務等の入札・契約に関する説明会を実施します。

関東地方整備局営繕部では、入札契約手続きの適切な運用を図ることを目的に、建築関係建設コンサルタント業務の運用について、今年度新たに建築編として「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札手続き運用ガイドライン(平成24年度版)」(※1)にとりまとめました。

今般、本ガイドラインの作成を期に、適切な手続きに基づく入札参加のより一層の促進を図るため、建築関係建設コンサルタント業務関係の方々を対象に、説明会(※2)を開催いたしますのでお知らせします。

日時：平成24年7月12日(木) 13時30分～16時00分(受付13時00分～)

場所：さいたま新都心合同庁舎第1号館 2階講堂 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

定員：450名 参加費：無料

(※1)ガイドライン掲載ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijiyutu/>

(※2)説明会掲載ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/eizen_00000001.html

3. 平成24年度都市景観大賞【都市空間部門】、【景観教育・普及啓発部門】受賞地区、団体についてについて

平成17年6月1日、景観に関する我が国初めての総合的な法律である「景観法」が全面施行されました。現在、多くの地方公共団体において、同法の制度活用による良好な景観形成に向けた取組みが進められております。

同法では、基本理念において、良好な景観が現在及び将来における国民共通の資産であること、その形成は、地域の自然、歴史、文化等の人々との生活等との調和を踏まえつつ、地域の個性及び特色の伸長に資するものとして多様な形成が図られますよう、住民、事業者及び地方公共団体の協働により進められなければならないことが示されています。

国土交通省においては、これら取組みを積極的に支援するため、同法の運用についての技術的助言や、良好な景観形成の動きを国民運動として全国展開していくための普及啓発活動等を推進していくこととしているところです。本年度は、全国各地からの応募の中から、別表にあるとおり、【都市空間部門】は、「大賞」3地区、「優秀賞」4地区、「特別賞」1地区が、【景観教育・普及啓発部門】は、「大賞」1団体、「優秀賞」3団体が選定され、関東地方整備局管内では、【都市空間部門】で、東京都目黒区自由が丘地区が大賞を受賞しましたので、お知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/park_00000037.html

4. 湯西川ダム試験湛水が常時満水位に到達しました。

栃木県日光市で建設を進めてきた湯西川ダムは、昨年(2019年)の11月30日から試験湛水を開始し、鬼怒川上流ダム群全体で洪水調節及び利水補給を行う方針の下、6月15日からの洪水期においても貯水位を上昇させていたところ、6月19日からの台風4号の降雨により、20日午前8時に常時満水位(標高684メートル)に到達しましたのでお知らせします。

試験湛水は、今後24時間以上常時満水位を維持しつつダム及び貯水池の安全性を重点的に調査し安全性を確認したのち、ダム及び貯水池の観測を継続しつつ最低水位まで水位低下させることとしています。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kinudamu_00000012.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 『東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方(合意形成ガイダンス)』を作成しました。

東日本大震災の被災地の復興計画には、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等を活用した集団移転や土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面整備が掲げられている。

国土交通省では、集団移転や市街地の面整備による復興事業の円滑な実施に向け、被災者の合意形成を図っていくモデル的なプロセスを設定し、各段階において、事業主体として留意すべき点をまとめた被災自治体向けの「東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方(合意形成ガイダンス)」を作成し、ホームページに公表いたしましたのでお知らせします。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi01_hh_000005.html

2. 国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)更なる体制強化を図ります。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、全国からTEC-FORCEを総動員し、最大1日500名を超える隊員を必要な資機材とともに被災地に派遣し、応急対策や被害拡大防止等の活動を実施しました。

一方で、未曾有の大災害であったこと、派遣隊の規模が過去に大きく大きかったこと等はあったものの、被災直後において具体的な派遣先を更に速やかに決定する余地があったのではないかなど、TEC-FORCEの迅速な活動に係る課題も明らかとなりました。

これらの教訓を踏まえ、今後発生が想定される首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の大規模災害時において、全国からのTEC-FORCEの迅速な派遣や、それぞれの派遣隊の組織を超えた被災地での統合的な運用などが可能となるよう、今般、「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」を定め、大臣の指揮監督のもと、被災地での指揮監督権を現地の地方整備局長等に集約するなどTEC-FORCEの指揮命令システムの明確化を図るとともに、TEC-FORCEを専門的に担当する事務局を設置して具体的な活動計画※2の策定や隊の管理・運営を行うこととしましたのでお知らせします。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000504.html

3. 歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、広島県尾道市、広島県竹原市、三重県明和町、長野県東御市から計画認定申請があったそれぞれの歴史的風致維持向上計画について、6月6日に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定を行いましたのでお知らせします。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000108.html

◆◆地域の動き◆◆

コウノトリをシンボルとした自然と共生する地域づくりについて

千葉県野田市都市部 みどりと水のまちづくり課

◆ はじめに

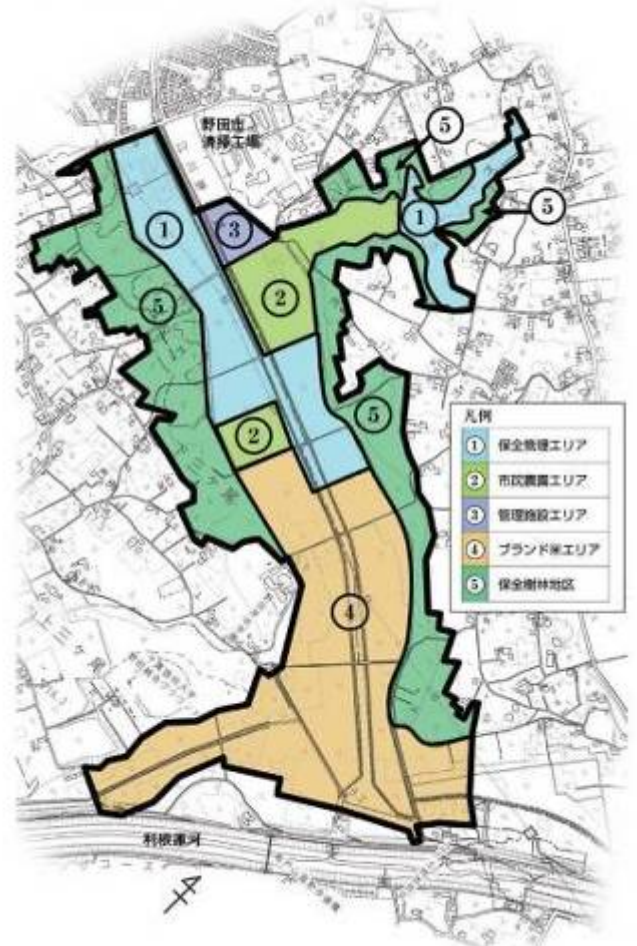
野田市の南東部、利根運河に隣接する「江川地区」は千葉県北西部にはめずらしい大規模な谷津田空間を残し、貴重な動植物が生息しています。

江川地区は利根運河の開削工事を期に、水田として整備されていましたが、次第に耕作放棄が進み荒れ地となっていました。

1993年に開発業者による宅地整備計画が持ち上がるも破綻し、その後の無秩序な自然破壊を防ぐため、野田市は、最終的に開発から全面保全に方針を変更し、「自然環境保護対策基本計画」を策定、農業生産法人を設立し、市民農園事業の展開や、環境に優しい農業によって全体区域90haにおいて自然と共生する地域づくりを進め、大谷津田、里山環境の保全・再生に取り組んでいます。



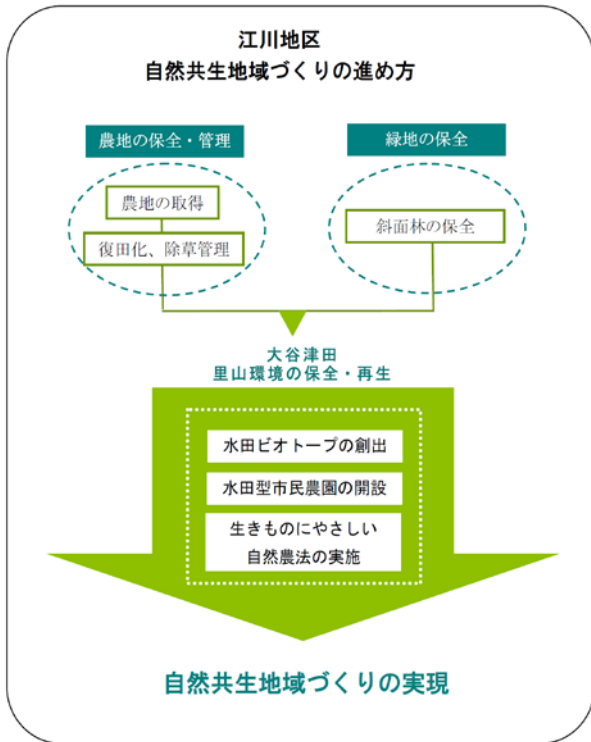
江川地区ビオトープ整備計画図



自然環境保護対策基本計画 -基本方針-

- ① 貴重な動植物や優れた里山環境を保全する。
- ② 持続可能な自然共生型地域づくりを進める。
- ③ 自然や文化歴史を理解し継承する場とする。

◆ 江川地区における自然と共生する地域づくり



【江川地区全景】

緑地の保全対策としては、まず「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」を制定しました。江川地区の斜面林、そのうち宅地、畑、道路等を除いた約17haの保全樹林地について規制をかけ、樹木の伐採等の届出義務を課する代償として固定資産税相当額を免除し、さらに保全管理協定を締結した者については管理費の一部を助成します。最大の特徴は土地の譲渡を希望する者に届出義務を課し、買い取り協議をする仕組みをつくりました。



【江川地区の復田風景】

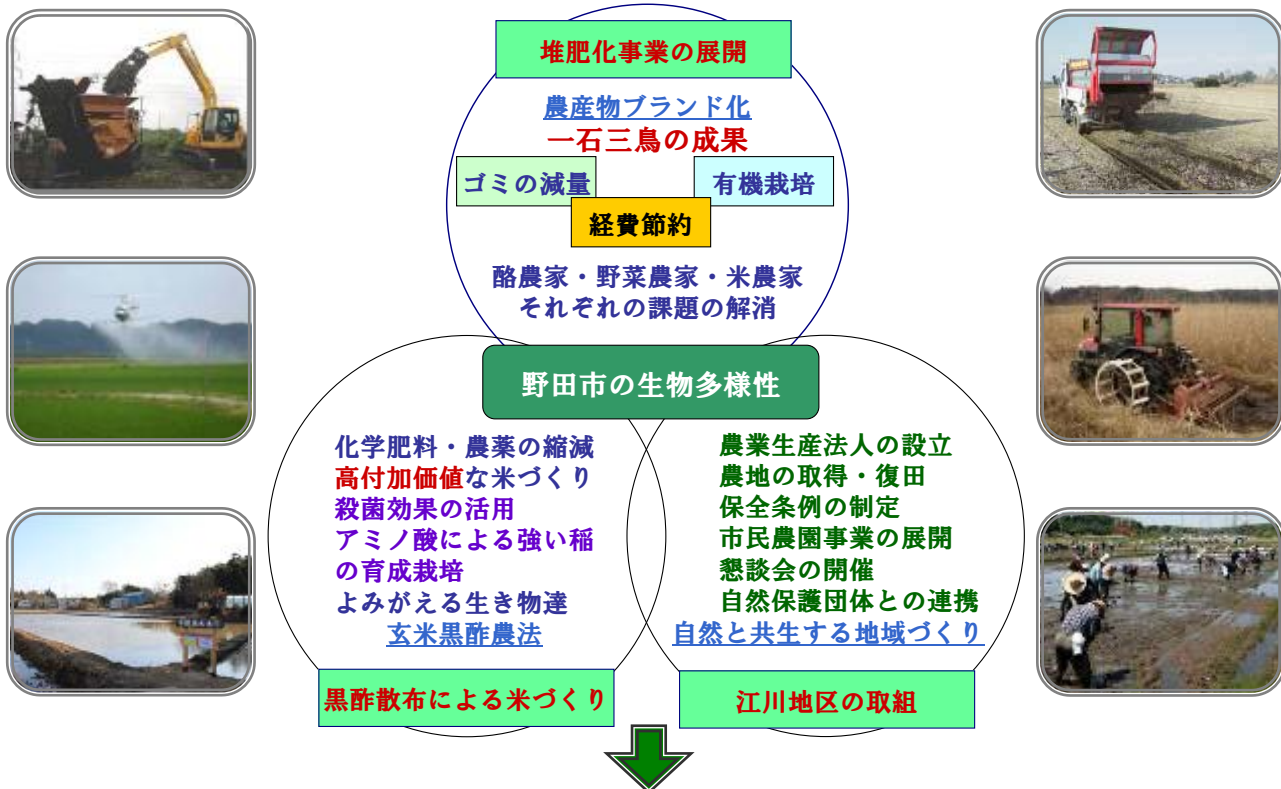
また、定期的に関係者が集まり調整会議を開き、農業サイドから復田、水田耕作、ビオトープ整備計画等の説明をし、自然保護の観点から意見を伺い、生き物の生息環境の創出に取り組んでいます。できるだけ農薬、化学肥料を使わない農業を行うだけでなく、例えば、ニホンアカガエルの産卵のための池を掘ったり、サシバの餌とり用の竹を止り木として立てるなどしています。



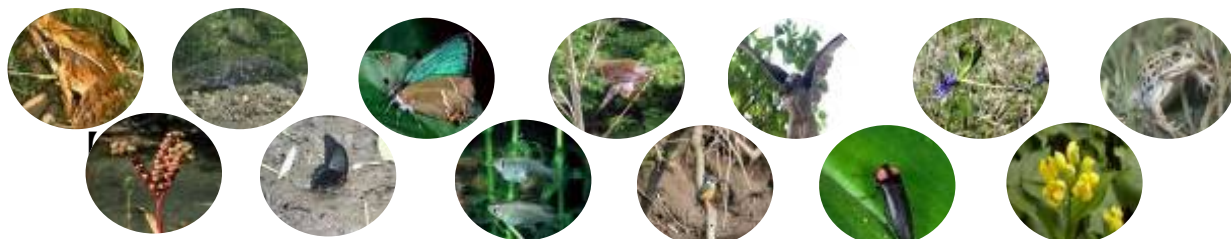
◆ 野田市における自然再生の取組

江川地区以外の水田でも生物を増やす取組を始めています。昨年来、農薬の代わりに黒酢を使った稲作に取り組み、野田市全水田の3割に相当する約335haで実施しています。この結果、市内の田んぼでは生き物が着実に戻ってきています。また、冬場の水源が確保ができる市内8地区でモデル的に冬水田んぼを実施しています。江川地区でスポット的に始まった自然再生の取組が市内全域に広がることで、野田市に多様な生物が戻ってきています。

野田市の生物多様性の3つの取組



野田市の自然再生 ～生物多様性を復活～



◆ 南関東エコロジカル・ネットワークの形成

2009年、エコロジカル・ネットワークの形成が国土形成計画首都圏版に位置づけられ、国土交通省、農林水産省からの委託により、野田市が中心となって「南関東地域におけるコウノトリ・トキの野生復帰をシンボルとした広域連携モデル作り調査」を実施しました。

具体的には、たね地づくり、定着地づくり、地域づくりの3つのステージに区分した検討を行い、利根運河で考えた河川を回廊として自然豊かな地域を結びつけるエコロジカルネットワーク作りをさらに首都圏に広げていこうと、利根川水系、荒川水系をコリドーとして、流域に存在する広大な水田地帯における生物多様性を育み、食物連鎖の頂点に立つコウノトリ・トキをシンボルに豊かな生態系を持つ首都圏に再生しようという内容の提案がまとめられました。



【利根運河】



【江戸川 玉葉橋下流】



狙いとしては、都市化の進行に伴う生態系喪失に対する解決策として、残された若しくは再生の可能性のある貴重な水辺空間・緑地空間を保全再生し、環境に配慮して整備をした河川で繋ぎ合わせるにより、水と緑のネットワークの形成を図り、野生生物の生育・生息空間を確保し、開発が進む首都圏に生物多様性を残し育もうということ、関東地方がかつて主要な分布域であったことやこれらの種が良好な水辺や緑地の指標となることからコウノトリ、トキをシンボルとしました。

◆ コウノトリの飼育施設の整備

コウノトリをシンボルとしたコウノトリの安定的な生息が可能となる「自然と共生する地域づくり」、コウノトリの野生復帰を通じた地域振興と環境教育・環境学習の推進を目的とし、それらの取組みの関東地方における拠点施設の先行モデルとして、「江川地区・瀬戸の谷津」に、コウノトリの飼育拠点を整備します。

(施設イメージ)

